

報道発表

平成 23 年 3 月 15 日
財 務 省

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等に係る
指定寄附金の指定について

今般の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、中央共同募金会が募集する N P O 法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を、「指定寄附金」に指定する旨の告示を行います（本日付）。

「指定寄附金」に指定されると、その寄附金については、次の税制上の優遇措置を受けられます。

- ① 個人が支出する寄附金：寄附金控除（所得金額の 40%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から 2 千円を控除した金額を所得から控除する。）の対象となる。
- ② 法人が支出する寄附金：全額が損金算入の対象となる。

寄附金募集の詳細については、厚生労働省又は中央共同募金会のホームページ等を御参照ください。

問合せ先：
財務省主税局税制第三課
03-3581-4111 内線：5737